

情 報 公 開 条 例

(平成11年宮城県条例第10号)

最終改正 (令和4年宮城県条例第73号)

(令和5年4月1日施行)

目次

- 第1章 総則 (第1条―第3条)
- 第2章 行政文書の開示 (第4条―第18条)
- 第3章 会議の公開 (第19条)
- 第4章 情報公開の総合的推進 (第20条・第21条)
- 第5章 情報公開審査会 (第22条―第34条)
- 第6章 雑則 (第35条―第40条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利及び県の保有する情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社(以下「公社」という。)をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

3 この条例において「行政文書の開示」とは、文書、図画又は写真を閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。

(責務)

第3条 実施機関は、この条例に定められた義務を遂行するほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第5条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が別に定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第6条 実施機関は、開示請求があつた日から14日以内に、開示決定等（行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定（第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を含む。）をいう。以下同じ。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求のあつた日に行政文書の全部を開示する旨の決定をしたときは、その旨を口頭により通知することができる。

3 実施機関は、行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を前項の書面に具体的に記載しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第7条 実施機関は、前条第1項の行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。

2 閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(行政文書の開示義務)

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。）の機関が行う衛生、営業、建築、交通等に係る規制等に関する情報であって、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのあるもの

(6) 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等、国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの

(7) 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

2 前項の場合において、開示請求に係る行政文書が地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、同項第4号中「支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのは、「支障が生ずるおそれのある情報」として同項の規定を適用する。

ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときは、この限りでない。

- (1) その団体又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体に係る取締りに関する情報
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による犯罪の捜査、公訴の維持又は刑の執行に関する情報
- (3) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査に関し情報を提供したもの、第1号の取締り（以下この号において「取締り」という。）の対象となった団体若しくは前号の犯罪の捜査（以下この号において「捜査」という。）の対象となったもの又は取締り若しくは捜査の関係者が識別され、又は識別され得る情報
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る方法、技術、特殊装備、態勢等に関する情報
（部分開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

（公益上の理由による裁量的開示）

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第12条 開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外のもの（以下この条、第15条第3号及び第17条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第8条第1項第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第10条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第14条第1項第2号及び第15条第3号において「反対意見書」という。）

を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

(事案の移送)

第12条の2 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

- 4 第1項の規定は、開示請求に係る行政文書が議会の事務局の職員により知事の補助執行として作成されたものであるときその他議会の議長（以下この項において「議長」という。）において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときについて準用する。この場合において、議長に対し事案が移送されたときは、開示請求のあった日に、議長に対し、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例(平成11年宮城県条例第27号)の規定による公文書の開示請求があったものとみなす。

(手数料等)

第13条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しない。

- 2 第4条の行政文書の開示又は第30条第2項の閲覧等を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第13条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）は、当該県が設立した地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる。

(公社に対する審査請求)

第13条の3 公社がした開示決定等又は公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該公社に対して審査請求をすることができる。

(審理員に関する規定の適用除外)

第13条の4 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第14条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮城県情報公開審査会(次項において「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の場合において、同項の実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

（諮問をした旨の通知）

第15条 前条第1項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問した旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 前条第1項の審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（答申の尊重）

第16条 諮問実施機関は、第14条第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、同項の審査請求についての裁決を行わなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第17条 第12条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の法令による開示の実施との調整）

第18条 この章の規定は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第2条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この章の規定は、図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。
- 4 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定の適用を受けないこととされる行政文書については、適用しない。

第3章 会議の公開

（会議の公開）

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停，審査，審議，調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより，当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

第4章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

第20条 県は，第2章に定める行政文書の開示及び前章に定める会議の公開のほか，県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう，情報提供施策及び情報公表制度の充実を図り，情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策等の充実)

第21条 県は，広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに，刊行物その他の行政資料を広く閲覧に供すること等により，その保有する情報を県民に積極的に提供するように努めるものとする。

- 2 県は，法令の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実を図るとともに，県政に関する情報を公開する制度の整備に努めるものとする。

第5章 情報公開審査会

(設置等)

第22条 第14条第1項の規定による諮問又は情報の公開に関する事項についての諮問に応じ審査請求等について調査審議するため，宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は，前項の規定による調査審議のほか，情報の公開に関する重要事項について，実施機関に建議することができる。

(組織)

第23条 審査会は，委員5人以内で組織する。

- 2 委員は，学識経験を有する者のうちから，知事が任命する。

(任期)

第24条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

- 2 委員は，再任されることができる。

(会長)

第25条 審査会に会長を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は，会務を総理し，審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，あらかじめその指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第26条 審査会の会議は，会長が招集し，会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は，委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は，必要があると認めるときは，諮問実施機関に対し，開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては，何人も，審査会に対し，その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は，審査会から前項の規定による求めがあったときは，これを拒んではない。
- 3 審査会は，第14条第2項の規定により提出された資料のほか，必要があると認めるときは，諮問

実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容及び当該開示決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出）

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第30条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。
- 3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（審査請求に関する調査審議の会議の非公開）

第31条 第14条第1項の規定による諮問に応じて審査会が調査審議する会議は、公開しない。

（答申書の送付等）

第32条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

- 2 審査会は、第22条第2項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

（秘密の保持）

第33条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第34条 この章に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第6章 雑則

(行政文書の管理)

第35条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の行政文書の管理に関する定めにおいては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第36条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第37条 知事は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(出資団体等の情報公開)

第38条 県から出資、出えん又は補助金等(補助金、交付金、負担金又は委託料をいう。以下同じ。)の交付(以下「出資等」という。)を受けた団体(県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。以下「出資団体等」という。)は、当該出資等の公共性にかんがみ、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めなければならない。

2 実施機関は、その所管する出資団体等のうち次に掲げるものであって別に指定するもの(以下「特定出資団体等」という。)に関する行政文書の開示決定等を円滑かつ適正に行うため、特定出資団体等との協議に基づいて協定を締結することにより、当該特定出資団体等に係る開示請求があった場合において、当該開示請求に係る行政文書を保有していないときは、当該特定出資団体等に対し、当該開示請求の対象となった文書の提出を求めることができる。

(1) 資本金又は基本財産(基金を含む。)の額のうちに県からの出資又は出えんの額が占める割合が4分の1以上の出資団体等

(2) 県から一会計年度において受けた補助金等の合計額が5千万円以上であって、当該会計年度における予算総額のうちに当該補助金等の合計額が占める割合が2分の1以上である出資団体等

3 前項の規定により特定出資団体等から提出があった文書は、第2章の規定の適用については、行政文書とみなす。

4 特定出資団体等は、この条例の趣旨に即して、第2項の規定による協定を締結するほか、その保有する情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。

5 県は、出資団体等について、その目的及び業務の内容に応じ、当該出資団体等の情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第38条の2 県が設置する公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、公の施設の管理の公共性にかんがみ、この条例の趣旨に即して、その保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。

2 県は、その設置する公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、公の施設の設置の目的及びその業務の内容に応じ、公の施設の管理に関する情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（委任）

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

（罰則）

第40条 第33条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

（審査会の同一性）

2 この条例の施行の際現に改正前の情報公開条例（以下「旧条例」という。）第16条第1項の規定により置かれている宮城県情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）は、改正後の情報公開条例（以下「新条例」という。）第22条第1項の規定により置かれた審査会として同一性をもって存続するものとする。

（審査会委員の任命及び任期の特例）

3 この条例の施行の際現に旧条例第17条第2項に規定する委員である者は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）に、新条例第23条第2項の規定により委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第24条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第18条第1項の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（開示請求に係る経過措置）

4 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている旧条例の規定による公文書の開示の請求は、新条例の規定による行政文書の開示の請求とみなす。

（開示請求に対する決定の経過措置）

5 この条例の施行の際現に開示請求者に対してされている旧条例第7条第1項の公文書の開示をするかどうかの決定は、新条例第6条第1項の開示決定等とみなす。

（不服申立てに係る経過措置）

6 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている旧条例第12条第1項の不服申立ては、新条例第14条第1項の不服申立てとみなす。

（諮問に係る経過措置）

7 この条例の施行の際現に審査会に対してされている旧条例第12条第1項の規定による諮問は、新条例第14条第1項の規定による諮問とみなす。

（答申に係る経過措置）

8 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている旧条例第12条第2項の答申は、新条例第16

条の答申とみなす。

（手続等に係る経過措置）

- 9 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりされた手続，処分その他の行為（附則第4項から前項までに規定するものを除く。）は，新条例の相当の規定によりされた手続，処分その他の行為（附則第4項から前項までに規定するものを除く。）とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成12年4月1日から施行する。

（情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 12 この条例の施行前に前項の規定による改正前の情報公開条例（次項において「旧情報公開条例」という。）の規定により知事が行った行為（病院事業管理者の事務に係るものに限る。）は，この条例による改正後の情報公開条例（次項において「新情報公開条例」という。）の規定により病院事業管理者が行ったものとみなす。
- 13 この条例の施行前に旧情報公開条例の規定により知事に対してなされた行為（病院事業管理者の事務に係るものに限る。）は，新情報公開条例の規定により病院事業管理者に対してなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の施行の日（平成13年4月1日）から施行する。ただし，目次の改正規定，第12条の次に1条を加える改正規定，第14条第1項の改正規定及び第6章中第39条の次に1条を加える改正規定は公布の日から施行する。
- （検討）

- 2 県は，この条例の施行後4年を目途として，改正後の情報公開条例の施行の状況について検討を加え，必要があると認めるときは，その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の情報公開条例（以下「新条例」という。）第8条及び第12条の規定は，この条例の施行の日以後にされた開示請求（新条例第5条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し，同日前にされた開示請求については，なお従前の例による。

附 則

この条例は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

この条例は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この条例は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）の施行の日から施行する。（平成19年10月1日）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 施行日前に第6条の規定による改正前の情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)の規定により病院事業管理者が行った処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては機構が行うこととなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)の規定により機構が行った処分その他の行為又は機構に対してなされた請求その他の行為とみなす。
- 5 施行日前に旧情報公開条例の規定により病院事業管理者が行った処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、新情報公開条例の規定により知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた情報公開条例に基づく実施機関（同条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の処分又は施行日前にされた同条例に基づく申請に係る実施機関の不作为に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の情報公開条例第5条第1項の規定により現にされている開示の請求は、この条例による改正後の情報公開条例第5条第1項の規定による開示の請求とみなす。